

第4章 計画の推進

1 推進体制の整備

(1) 国、県との連携

男女共同参画に関する国、愛知県の政策動向を把握し、その情報を住民に提供するとともに、その制度を有効に活用するなど連携を図ります。

(2) 周辺市との連携

周辺市と男女共同参画施策に関する情報交換などを行い、連携を図ります。

(3) 学校、企業、地域諸団体・NPOなどとの連携

学校、企業、地域諸団体、NPOなどと積極的に情報交換するなど連携を図りながら男女共同参画施策を推進します。

(4) 庁内推進体制の強化

男女共同参画の推進にあたっては、各課等との連携を図り、全庁的に取り組むため、庁内組織である「男女共同参画推進会議」を活用します。

また、町職員一人ひとりが男女共同参画の必要性を認識し、施策に取り組めるよう研修等を実施します。

2 推進の進捗管理

(1) 指標の設定

計画の実行性を高めるため、基本方針ごとに成果目標とその目標値を設定しました。事業実績を追っていくことで、計画の進捗状況や成果を客観的に把握します。

(2) 実施進捗の公表と評価・検証

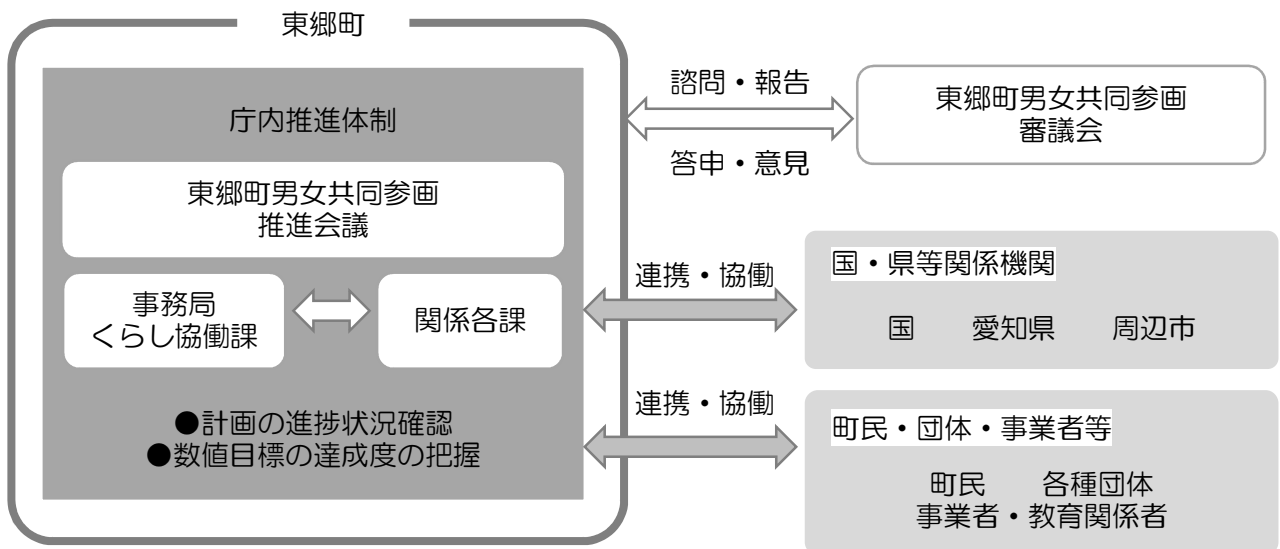
東郷町男女共同参画推進条例第 11 条に基づき、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を取りまとめ、公表します。

また、「東郷町男女共同参画審議会」を評価機関に位置付け、毎年度審議会に進捗状況を報告し、チェックを受けることで、町民視点を取り入れます。審議会は、事業の進捗状況を確認し、指標の達成度を評価します。

(3) 計画に関する情報の収集・調査研究

計画を効果的に推進するために、住民意識調査や各種アンケートなど実態調査を行うとともに、男女共同参画に関する情報収集、調査及び研究を行います。

■計画の推進体制イメージ



(4) 計画の着実な推進

計画において位置づけた各施策を着実に推進するため、「PDCAサイクル」による「継続的改善」の考え方を基本とし、事業の進捗管理を行います。また、より効果的な取組を実施するため、必要に応じて本計画の見直し等を行います。

